

## 漁業構造改革総合対策事業における今後の改革計画の新規認定の取扱いについて

### 1 趣旨

漁業構造改革総合対策事業における現時点での改革計画認定ベースの事業費は約273億円となっており、これまでの実施状況を勘案すると、今後新たに執行可能な額は、事業費ベースで50～60億円程度の見込みとなっている。

また改革計画の新規認定期間は23年度までとなっているが、漁船建造期間を勘案すると、実質的には、23年度前半までに認定される必要がある。

これらのことから、水産庁と協議の結果、来年1月から来春にかけての中央協議会の開催を定期化するとともに、これまでの審議内容に加え、審査基準による点数化を図る新評価方式を追加導入することで、優先順位をつけた認定を行うこととしたい。

### 2 新評価方式の概要

中央協議会を、来年1月又は2月、3月、5月の3回程度開催。その都度、事業費ベースで、事業実施可能な枠を「認定枠」として設定した上で、中央協議会委員が審査基準により採点し、点数の高位のものから順に、当該認定枠の範囲で認定。

#### <概要（3回開催の場合）>

- ・ 1月又は2月中央協議会（概算認定枠：20億円程度）
- ・ 3月中央協議会（概算認定枠：20億円程度）
- ・ 5月中央協議会（概算認定枠：10億円程度）
- ・ 調整枠：10億円程度

※認定に残枠が生じた場合、次回に繰り越すことができる。

※概算認定枠については、再度試算し補正するとともに、繰越があった場合はこれに加算。

※認定されなかった計画については、一定の条件の下で、次回以降に提出可能。